
資料編1 計画の策定体制

横須賀市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)は、横須賀市社会福祉審議会条例に基づき、横須賀市社会福祉審議会に設置する高齢福祉専門分科会を8回開催し、審議いたしました。

(1) 横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(2) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会委員名簿

五十音順、敬称略。

氏 名	役 職 等	
阿 部 五 市	公募市民	
嘉 山 静 子	公益社団法人 神奈川県看護協会 横須賀支部長	令和2年6月30日まで
小 池 美 智 子	公益社団法人 神奈川県看護協会 横須賀支部長	令和2年7月1日から
小 山 由 紀	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 あんしんセンター 主幹	
鈴 木 栄 一 郎	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 事務局長	
高 橋 達 也	一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会長	
千 場 純	一般社団法人 横須賀市医師会 副会長	
◎ 西 村 淳	公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授	
原 茂 良	社会福祉法人 興寿会 特別養護老人ホーム興寿苑 施設長	
星 名 美 幸	公募市民	
○ 松 本 好 史	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 会長	

◎は高齢福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

(3) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会 開催経過

① 第5回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年7月16日(木) 13時30分から15時15分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 ○ 高齢者向けアンケート調査等の集計結果について
○ 計画の策定スケジュールについて
○ 計画の骨子について
○ 第1章 計画策定の趣旨
○ 第2章 高齢者を取り巻く状況
○ 第3章 計画の基本目標
○ 第4章 生涯現役でいきいきと活動的に暮らせるために
1:生きがいづくり

② 第6回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年8月6日(木) 13時30分から15時まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 ○ 第4章 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために
2:健康づくり
○ 第5章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために
1:地域における支え合いの強化
4:認知症施策の推進

③ 第7回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年9月1日(火) 13時30分から15時20分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 ○ 第5章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために
1:地域における支え合いの強化
2:日常生活や将来に不安を抱える方々への支援

④ 第8回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年9月24日(木) 13時30分から15時20分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 ○ 骨子案の変更について
○ 第5章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために
3:適切な医療・介護体制等の整備
○ 第6章 自分に合った環境で安心して暮らせるために

⑤ 第9回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年10月8日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 正庁
主な議事 ○ 骨子案の変更について
○ 第7章 介護保険制度の安定的な運営

⑥ 第10回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年11月5日(木) 13時30分から15時まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 正庁
主な議事 ○ 第8期計画期間における特別給付サービスの運用について
○ 保健福祉事業(ねたきり高齢者等支援事業)の実施について
○ 計画案にかかるパブリック・コメント手続の実施について
計画案の概要について
パブリック・コメント案について

⑦ 第11回高齢福祉専門分科会

- 開催日時 令和2年12月22日(火) 13時30分から15時35分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 ○ 計画案に関するパブリック・コメント手続の結果について
○ パブリック・コメント資料からの修正点について
○ 資料編について
○ 第8期介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度まで)
における介護保険料所得段階について

⑧ 第12回高齢福祉専門分科会(書面開催)

開催日 令和3年2月5日(金)

- 主な議事
- 第8期介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度まで)における介護保険料所得段階の決定について
 - 前回分科会からの修正点について
 - 答申案について
 - パブリック・コメント手続(意見募集)結果について
 - 第7期計画の進行管理について
 - 介護保険運営状況について
 - 令和元年度高齢者保健福祉施策の概要
 - 第7期介護保険事業計画に基づく施設等の整備実績について